

2022年（令和4年）3月17日

内閣総理大臣 殿

大阪弁護士会

会 長 田 中 宏

勸告書

申立人別紙目録記載のA氏外18名（以下、「申立人ら」という。）より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済処置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

申立人らは、1949年（昭和24年）8月から1950年（昭和25年）10月にかけて、共産黨員あるいはその同調者であることを理由に勤務先から解雇・退職勧告等の措置を受けたが、これは、思想・信条を理由とする差別的取扱いであるとともに、申立人らの思想・良心の自由、結社の自由を侵害する重大な人権侵害である。

このような人権侵害は、連合国最高司令官総司令部（GHQ）の指示や意向を受けて、国が主導した政策に基づくものであり、国に対し、申立人らについて可及的速やかに名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実（前提事実）

(1) 申立人ら

申立人らは、いわゆるレッド・ページによって、申立人別紙目録記載の時

期に、同目録記載の勤務先において、同目録記載の解雇・退職勧告等の措置を受けた者である。

(2) レッド・ページとは

一般に、レッド・ページとは、戦後占領下の日本において、連合国最高司令官総司令部（GHQ）の指示や意向を受けて1950年以降に行われた、共産党員及びその同調者の公職や企業からの追放と理解されている。すなわち、1950年5月3日に連合国最高司令官マッカーサーが、日本共産党に対し、破壊的活動を行う政党として公然と非難し、断固たる措置をとる等との声明を発し、同年6月以降共産党中央委員の公職追放、機関紙「アカハタ」の発行停止等を吉田首相宛書簡で次々と指令し、日本政府もこれを推進して、公務所や民間企業から大量の共産党員、同調者等が追放された過程が、その中心をなすものであり、共産党員ないしその同調者であるがゆえの追放であったことが史実としても明瞭である。

しかし、今日の研究においては、それより以前の1949年に、行政整理・企業整備といわれる行政機関・民間企業の大規模な人員整理の中で、レッド・ページはすでに開始されていたと見るのが一般である。

(3) 日弁連等による勧告（レッド・ページの人権救済申立て）

日本弁護士連合会（日弁連）は、レッド・ページによる解雇等についての人権救済申立てを受けて、2008年10月24日と2010年8月31日の二度にわたり、国（内閣総理大臣）等に対して名誉回復や補償などを行うよう勧告している。その後、各地の弁護士会においても同趣旨の勧告が発出されている。

(4) レッド・ページに至る歴史的経過（概要）

ア 1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、同年9月2日、降伏文書に調印した。

同年10月10日、治安維持法下で拘束されていた日本共産党の幹部ら政

治犯約3000人が釈放され、同党の社会的・政治的活動が公然と開始され、同年12月には日本共産党第4回大会（再建大会）が開催された。

イ 1946年11月3日に日本国憲法が公布された。

ウ 敗戦後の食糧不足と激しいインフレの中、労働組合の結成が急速に進み、日本共産党が指導力・影響力を拡大していった。

これに対し、政府もGHQも対決姿勢を明確にし、1947年2月1日のゼネストに対して、マッカーサーは1月31日に中止指令を発し、その後、1948年7月31日、芦田首相宛のマッカーサー書簡に基づき、公務員の団体交渉権・争議権を否定した政令201号が公布・施行された。

エ アメリカの対共産主義政策が明確化され、東西冷戦体制が強固に形成されていく中、1948年1月に、アメリカのロイヤル陸軍長官が「日本を自立化させ、極東における全体主義的脅威（共産主義）に対する防壁とする」旨を述べ、アメリカの対日政策を明確にした。

オ アメリカの対日政策のもと、日本においても、労働運動の高まりと共産党・共産主義の拡大を抑圧する強硬な方針が実施された。

1949年2月16日、第三次吉田内閣の就任談話において吉田首相は、経済安定九原則の忠実な実行と反共・治安対策を基本方針にすえることを宣言した。

同年4月4日制定の団体等規正令において、「反民主主義的な団体」の結成及び指導が追加されたが、これは共産党そのものを対象とするもので、占領政策の規制対象が、軍国主義者から共産主義者へ転換する転機となった。

カ 1949年5月3日、マッカーサーは、「人間の英知にそむき個人の尊厳を冒し、個人の自由を抑圧するもろもろの概念が破壊的な力をもって侵入することを不断に警戒し、もって公共の利益の擁護に当ることを切に要望する」と述べ、共産主義に対する警戒を呼びかけた。

さらにマッカーサーは、同年7月4日、共産主義は「国家のおよび国際的民権はく奪運動として出現」したのであり、「かかる運動に対し法律の効力、是認および保護を今後与えるべきや否やの問題を提起する」と述べ、日本国民は共産主義の脅威を十分に理解しており、共産主義の「東進を食止め、南進を阻止する有力な防壁」であると位置づけた。これは、暗に共産党の非合法化を示唆したものとされる。

キ 1949年7月19日、GHQ民間情報教育局（CIE）高等教育顧問のイールズは、新潟大学開学式の祝辞の中で、共産主義者たる教授の大学からの追放、学生ストライキの排撃、スト学生の追放の演説を行った。

ク 1949年7月4日のマッカーサー声明に対し、吉田首相はこれを歓迎する旨の談話を発表し、同年同月16日、国民に対し、人員整理の断行を表明するとともに、現下の社会不安は「主として共産主義者の扇動によるものである」とし、「彼らは盛に流言を飛ばし、直接行動だの人民革命などとふれまわって民衆をおどかしている。虚偽とテロが彼らの運動方法なのである」等と共産主義者を非難し、排撃を訴えた。

そして、同年7月22日、公務員のレッド・ページ計画が閣議決定された。

(5) 行政整理の中でのレッド・ページ

1949年2月25日、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定され、「行政機構刷新要領」が閣議了解されて、行政整理が同年6月1日から実施されることとなった。また、行政機関職員定員法案が1949年5月4日に閣議決定され、同年同月31日成立、同年6月1日に施行された。これは、政府関係職員や地方公共団体職員合計42万人余の整理を予定したものであった。

そして、この行政整理に含めて、政府関係機関や地方公共団体からの共産主義者の排除、すなわちレッド・ページが、GHQと日本政府の極秘の合意

のもと同年7月22日の閣議決定を経て、実行された。

吉田首相は、1949年8月9日付けマッカーサー宛書簡において、「赤どもの破壊的戦略にたいし、政府が断固として恐れることなく政策を遂行する」決意を披露し、「政治的には、われわれはいまやアジア大陸を席捲しつつある共産主義の流れを阻止しなくてはなりません」と提起し、そのための政治上の方策として「政府職員ならびに教育機関から共産主義の影響力を抹殺すること」を明記した。そして、「日本の地理的位置ならびに国民の特性からして、この国は共産主義の防波堤となり極東における安定勢力となりうると、結論して差しつかえありません」と進言した。

このように、行政整理は、レッド・ページをも目的としていた。

規模が大きかった国鉄職員の行政整理の人員は9万4312人、うち共産党員及び同調者2591人とされている。

国鉄以外の政府関係機関で解雇された者は、12省庁で5万2345人、これらの機関を含む国家公務員等（各種公団を含む。）の共産党員等の解雇者は6689人とされている。また、共産党員等の解雇者の多い主な機関としては、電気通信省2388人、公立学校1583人、郵政省1450人、配炭公団258人とされている。

(6) 企業整備の中でのレッド・ページ

ア 企業整備の性格

「企業整備」とは、1948年11月発表の賃金三原則及び1948年12月発表の経済安定九原則に起因する民間企業の大規模な人員整理・企業合理化のことである。

企業整備においてもまた、共産党員や同調者の職場からの追放、大量解雇が行われた。

1949年8月20日、日本経営者団体連盟（日経連）は、下部団体・会員会社に対し、企業整備の実行等の統一を図り、資本家経営の団結を要請

した。その中では、「破壊分子を追いだせ」として「経営内にある共産党員の排除こそまず第一に行うべきである」と明言し、いままで「非協力者」として首が切れるかどうかは法規上問題であったが「これの解答が今回の国鉄の人員整理によってあきらかになった」として、業務に対する協力の程度を重視し、正常な業務運営を阻害する行為等を基準に排除できる、などとしていた。

イ 企業整備の概要

主要企業43社での整理対象者は5万7725人で、そのうち共産党員は2616人、その同調者は529人とされている。

また、1949年2月から12月までの各月ごとの企業整備による整理人員数は、同年7月から9月までをピークとして、8814事業所43万5466人とされている。

ウ 公共的報道機関のレッド・ページ

1950年7月24日、GHQ民政局公職課長ネピアは、新聞各社と日本放送協会の社長、会長ら経営者を呼び出して会談し、「社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい」等と伝達した。これを受けて、同年同月28日、新聞・通信・放送各社のレッド・ページが行われた。このとき解雇通告を受けたのは、朝日・毎日・読売・日経・東京の5新聞社、共同・時事の2通信社及びNHKの合計8社で336人であったが、その後も同年8月3日、5日と波状的に解雇が続き、日本新聞協会の同年8月末現在の調査では、49社700人にのぼった。

エ 1950年8～9月のレッド・ページ

1950年8月26日、電気事業経営者会議は、電産労組（日本発送電株式会社と9つの配電会社の労働者で組織された日本電気産業労働組合）に対し、合計2137人の人員整理の通告を行った。日本発送電株式会社

(日発)は、同日、電産労組に所属している多数の従業員に対し、「同年8月30日に限りに任意退職されたい。そうでないと同月31日に解雇する」旨の合意解約の申込みの誘引及び条件付き解雇の意思表示をした。その直後には、結核予防会、映画界の監督・俳優その他の映画関係者、日本通運で人員整理が実施された。

オ 労働課長エーミスの10大産業労使との会談

1950年9月25日、GHQ経済科学局労働課長エーミスは、10大産業(石炭、金属・鉱山、造船、鉄鋼、自動車、私鉄、電機、重機械、銀行、化学)の労使代表を招き、要旨次のように述べた。

- ①重要産業より共産主義的破壊分子は排除されるべきである。
- ②排除は、経営合理化、企業整備とは別個に行われなければならない。
- ③苟も労働組合運動に専心した者又は会社の労働組合御用化に反対した者等の便乗整理は絶対にあってはならない。
- ④この措置は企業経営者及び労働組合の自覚と責任において実施されるべきであり、総司令部政府の命令ではない。
- ⑤この措置は10月中に完了されたい。

なお、エーミスは、追放すべき者のリストやその計画・内容の提出を求めた。

カ 日本経営者団体連盟の「赤色分子排除対策について」

GHQからの要請に呼応し、日本経営者団体連盟は、1950年10月2日、「赤色分子排除対策について」と題する文書を作成し、傘下の経営者にレッド・ページを指示した。

キ 日本政府による民間企業レッド・ページの積極的擁護

日本政府は、民間企業におけるレッド・ページを合憲・適法として積極的に擁護する姿勢を、公式に表明した(1950年10月9日労働省通牒「企業内における共産主義者的破壊分子の排除について」、翌10日全国

労働委員会連絡協議会における労働大臣の挨拶等。)。その結果、1950年10月から12月にかけて、各産業の437社で約7500人に及ぶレッド・ページが行われた。

2 本件申立人らの解雇等がレッド・ページであるか否かの判断基準

(1) 本件申立人らの解雇、退職勧奨に基づく退職、依願退職など(以下「解雇等」という。)が共産黨員又はその同調者(以下「共産黨員等」という。)であることを理由とするレッド・ページであるか否かを判断するに当たっては、本件申立人らが共産黨員等であったこと、本件申立人らの解雇等が共産黨員等であることを理由とするものであったことの2つの事実を認定する必要がある。

(2) 本件申立人らが共産黨員等であったことは、以下の事情を勘案して総合的に判断した。

① 解雇等以前の、共産黨員等としての活動状況

② 解雇等以後の、共産黨員等としての活動状況

③ 解雇等の当時共産黨員等であったことを証する物(黨員証等)の存在

(3) 本件申立人らの解雇等が共産黨員等であることを理由とするものであったことは、以下の事情を勘案して総合的に判断した。

① 当該申立人が解雇等を知らされた前後の雇用者側の言動

② 当該申立人と同時期に同じ雇用者から解雇等された者が共産黨員等であったこと

③ 雇用者や同業他社が、当該申立人の解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った事実

④ 雇用者が、当該申立人を共産黨員等であると認識していたこと

⑤ 当該申立人や同時期に同じ雇用者から解雇等された者が、レッド・ページによる解雇等の無効を争って地位確認訴訟、解雇無効訴訟等を提起

したこと

- ⑥ 当該申立人や同時期に同じ雇用者から解雇された者が、レッド・ページによる解雇等の不当性を主張して活動していたこと
- ⑦ 当該申立人につき解雇事由に該当する事実が見当たらないこと
- ⑧ 当該申立人がレッド・ページの被害者団体等が発行する記念誌や機関誌に自らがレッド・ページによる解雇等をされた旨の投稿をしていること
- ⑨ その他、当該申立人がレッド・ページにより解雇等されたことを推認させる客観的な文書（近親者に宛てた手紙等）や事情の存在

3 本件申立人らについての個別的検討

本件申立人らの解雇等は、各記載の事情から、レッド・ページによるものと判断される。

(1) A（関西配電株式会社 1950.8.30 解雇）

- ① 1949年10月頃、電産労組吹田細胞（日本共産党の組織）に入党し、解雇当時共産党員だった
- ② 当時の上司（変電所所長）から、「共産党を離党すれば会社に残ってもらうように話をする」と言われた（前記2(3)①）
- ③ 同じ変電所に勤務し同時期に解雇された者は2人とも共産党員であり、直前に離党した者は解雇されていない（2(3)②）
- ④ 同社はAの解雇と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ⑤ 同社はAを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑥ 1956年に、同社の後身である関西電力に対して解雇無効確認訴訟を提起した（2(3)⑤）
- ⑦ 上司から解雇理由の説明はなく、同社から処分等を受けたことはなかつ

た（2(3)⑦）

(2) B（日本発送電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

- ① 1949年10月頃、電産労組吹田細胞に入党し、解雇当時共産党員だった
- ② 同じ発電所に勤務し同時期に解雇された者は2人とも共産党員であり、直前に離党した者は解雇されていない（2(3)②）
- ③ 同社はBの解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ④ 同社はBを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑤ 1956年に、同社が解体して移管した関西電力に対し解雇無効確認訴訟を提起した（2(3)⑤）
- ⑥ 同社から処分等を受けたことはなかった（2(3)⑦）

(3) C（関西配電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

- ① 1949年8月頃、日本共産党に入党し、解雇当時共産党員だった
- ② 同社はCの解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ③ 同社はCを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ④ 1956年に、同社の後身である関西電力に対し解雇無効確認訴訟を提起した（2(3)⑤）
- ⑤ Cは解雇に反対し、拒否していた（2(3)⑥）
- ⑥ 同社から処分等を受けたことはなく、優良社員として若年ながら技手の資格を与えられ、職場では将来を期待されていた（2(3)⑦）

(4) D（日本発送電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

(Dは、本件申立後、聴き取り調査前に他界したため、同人の陳述書、その他の資料等により認定)

- ① 1947年8月に同社入社後、電産労組に加入し、宣伝活動やストライ

キに参加する中で、共産党員であるメンバーと非常に親しくしていた

- ② 同社はDの解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ③ 同社から処分や注意を受けたことはなかった（2(3)⑦）
- ④ Dの氏名は、電産関西不当解雇反対同盟編のレッド・ページ30周年誌の誹首者名簿に記載がある（2(3)⑨）

(5) E（関西配電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

- ① 1948年頃、日本共産党に入党し、解雇当時共産党員だった
- ② 解雇通知がされる以前、労働組合の委員長と慰労会の際、庶務課の係長から転向を促された（2(3)①）
- ③ 同じ職場に勤務し同時期に解雇された者は5人とも共産党員であり、転向を促されて共産党から離党した2名は解雇対象とならなかった（2(3)②）
- ④ 同社はEの解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ⑤ 同社はEを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑥ 1956年に、同社の後身である関西電力に対し解雇無効確認訴訟を提起した（2(3)⑤）

(6) F（日本発送電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

- ① 同社へ入社する前（終戦後）に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 同時期に解雇された同僚は11名であり、いずれも共産党員であった（2(3)②）
- ③ 同社はFの解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ④ 同社はFを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑤ 解雇通告書には「当社は今般組合へ申し入れた趣旨により」とあるのみ

で、解雇の理由は明らかでなく、同社に対して解雇理由を明らかにするよう求めたが、解雇理由について何ら示されなかった（2(3)⑦）

(7) G（日本発送電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

（Gは、本件申立後、聴き取り調査前に他界したため、同人の陳述書、その他の資料等により認定）

- ① 1947年9月頃（入社と同時期）、日本共産党に入党し、解雇当時共産党員だった
- ② Gを筆頭に解雇対象として掲示された5名は、いずれも共産党員だった（2(3)②）
- ③ 同社では、Gの主張する解雇等と同時期に、多くの共産党員が解雇されたという歴史的事実が認められる（2(3)③）
- ④ 同社から、職務態度等について注意や指導を受けたことはなかった（2(3)⑦）
- ⑤ Gの氏名は、電産関西不当解雇反対同盟編レッド・ページ30周年誌の誡首者名簿、及び同50周年誌の誡首者名簿に記載があり、G自身が、同50周年誌に、レッド・ページを受けた旨を寄稿している（2(3)⑧）

(8) H（関西配電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

- ① 同社へ入社する前（未成年時）に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 同時期に解雇された者は全員共産党員であった（2(3)②）
- ③ 同社はHの解雇等と同時期にレッド・ページによる解雇等を行った（2(3)③）
- ④ 同社内においてHが共産党員であることは公然となっており、同社はHを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑤ 解雇通告を受けた際、上司に、なぜ辞めなければならないのか理由を問いただしたが、全く回答はなく、また、職務態度等について注意や指導を

受けたことなどなかった（2(3)⑦）

(9) I（関西配電株式会社 1950.8.26 解雇通告）

（Iは、本件申立後、聴き取り調査前に他界したため、同人の陳述書、その他の資料等により認定）

- ① 1948年（同社への入社と同時期）に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 解雇通告の際、上司から「残念なことだけど、上からこういう命令が下りてきたから」と告げられて解雇通知書を差し出され、Iが理由を問いただして抗議したが、上司は「ご存知のような情勢だから、私の本意には反しているけど」と言った（2(3)①）
- ③ 同社では、Iの主張する解雇等と同時期に、多くの共産党員が解雇されたという歴史的事実が認められる（2(3)③）
- ④ 同社内においてIが共産党員であることは公然となっており、同社はIを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑤ 同社から処分や注意を受けたこともなく、庶務課教育係として、衛生管理者の国家資格に7名中5名を合格させたという指導実績について、同社から表彰を受けたことがあった（2(3)⑦）
- ⑥ Iの氏名は、電産関西不当解雇反対同盟編のレッド・ページ30周年誌の誠首者名簿に記載があり、I自身が、同誌においてレッド・ページを受けた旨を寄稿している（2(3)⑧）

(10) J（電気通信省 1949.8月末頃 退職勧奨）

（Jは、本件申立後、聴き取り調査前に他界したため、同人の陳述書、その他の資料等により認定）

- ① 1947年の秋から全逓信従業員組合の活動に参加するようになり、1年後には同組合の大阪地区協議会青年部副部長に就任し、組合の専従活動家として組合活動に専念しており、解雇等の当時は共産党員ではなかった

ものの、共産党を支持する同調者として、共産党員と共に組合活動に専念していた

- ② 解雇通告の際、4人の私服警官らしき者が在室している中、所長が辞令を交付しようとしたので、それを拒んで退室したが、退室間際に、次長から「退職金を法務局に供託しておくから」と告げられた。後に調べたところ、誰宛のものかは不明だが、1949年9月9日付けで電気通信大臣による退職金1万数千円が大阪法務局に供託されていた(2(3)①)
- ③ Jの主張する解雇等と同時期である1949年7月から8月にかけて、全逓信従業員組合の共産党員が行政整理の名目で解雇されたという歴史的事実が認められる(2(3)③)

(11) K(郵政省 1949.8.14 解雇通告)

- ① 1947年5月7日に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 郵便局長から辞令書を渡された際、「定員法により解雇する」と言われた(2(3)①)
- ③ Kの主張する解雇等と同時期である1949年7月から8月にかけて、全逓信従業員組合の共産党員が行政整理の名目で解雇されたという歴史的事実が認められる(2(3)③)
- ④ 1949年4月4日に団体等規制令が制定された後に、Kは共産党員であることを届け出ており、勤務先はKを共産党員と認識していた(2(3)④)
- ⑤ 勤務評価を表彰されていた(2(3)⑦)

(12) L(株式会社新田帯革製造所 1950.10.25 退職勧奨)

- ① 1947年1月(同社への入社前)に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 同時期に解雇された6名は全員共産党員であった(2(3)②)
- ③ 1949年4月4日に団体等規制令が制定された後、共産党員であるこ

との登録を行い、1950年7月の参議院選挙の際、同社の門前において拡声器を用いて日本共産党候補への投票呼びかけ等の選挙活動を行っており、同社はLを共産党員であると認識していた（2(3)④）

(13) M（株式会社朝日新聞社 1950.7.28 解雇通告）

- ① 1947年7月15日に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 解雇通告時に上司から「マッカーサーの命により、出社に及ばず。すぐに出て行ってください。」と言われた（2(3)①）
- ③ 同時期に同社を解雇された者のほとんどが共産党員か共産党支持者だった（2(3)②）
- ④ 同社が、Mの解雇と同時期に、レッド・ページによる解雇を行った史実が認められる（2(3)③）
- ⑤ 同社はMを共産党員であると認識していた（2(3)④）
- ⑥ 勤務成績がよく、懲戒処分はもとより注意すら受けたことがなく、社内の弁論大会では受賞経験もあった（2(3)⑦）

(14) N（亡・O）（日新化学工業株式会社 1950.10.30 解雇）

（O本人は、本件申立時に既に他界しており、本人の妻であるNの陳述書、ヒアリング結果等により認定）

- ① 亡・Oは、1945年頃から1948年頃までの間に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 組合活動に熱心だった他の従業員も同時期に同社を解雇された（2(3)②）
- ③ 同社においてレッド・ページによる解雇を行った史実が認められる（2(3)③）
- ④ 同社は亡・Oを共産党員であると認識していた（2(3)④）
- ⑤ 亡・Oが同社から処分や注意を受けたことなどなかった（2(3)⑦）
- ⑥ 亡・Oに対する1950年10月28日付解雇通知書には「願により解

雇する」と記載されているものの、妻のNは、亡・Oから、「会社で着実と赤追放の準備が進んでおり、俺は絶対に駄目らしい、解雇はGHQの内命であってどうにもならないそうだ」と記載がある手紙を受け取っており、また、亡・Oの解雇直前には、会社が組合に対して、亡・Oやその他共産党員であった組合員のレッド・ページを受け入れるよう働きかけを行っていること、レッド・ページはGHQの内命で、同社労組の副委員長を務めている亡・Oの解雇は避けられないことを聞かされていた（2(3)⑨）

(15) P（東宝株式会社 1950.4.29 解雇）

- ① 1949年に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 同時期に共産党に入党した従業員2名も同社から解雇を通告された（2(3)②）
- ③ 同社はPを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ④ 解雇された後、同様に勤務先を解雇された人々とともに共産党員としての活動に従事した（2(3)⑥）
- ⑤ 解雇されるまで、懲戒処分はもとより、同社から注意を受けたことすらなかった（2(3)⑦）
- ⑥ 映画界における典型的なレッド・ページは1950年9月以降とされている（1950年9月7日東宝、松竹、大映の代表者がGHQエーミス労働課長から映画界の労働事情について聴取され、共産党員及び同調者の解雇を要請された）が、前述のとおり、今日のレッド・ページ研究においては、1949年の行政整理・企業整備における大規模な人員整理の中で、レッド・ページはすでに開始されていたとみるのが一般であり、Pの解雇時期は1950年5月3日マッカーサー声明の直前であった

(16) Q（武田薬品工業株式会社 1950.10.15 解雇）

- ① 1947年3月に日本共産党に入党し、解雇当時共産党員であった
- ② Qは同社から「共産党を辞めれば、このまま会社に残ることができる」と

言われて党からの脱退を勧奨され、また、解雇の際、同社は、会社掲示板にQを含め約40名の名前とともに「非協力分子」「会社への出入り禁止」などと書かれた文書を大々的に掲示した（2(3)①）

- ③ 同時に解雇された約40名は全員労働組合の活動家だった（2(3)②）
- ④ 同社はQを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑤ 同社で解雇された約20名とともに、大阪地方裁判所に地位保全の仮処分を申し立てた（2(3)⑤）
- ⑥ 懲戒処分も注意も受けたことがなかった（2(3)⑦）

(17) R（亡・S）（近畿日本鉄道株式会社 1950.10.29 解雇）

（S本人は、本件申立時に既に他界しており、本人の子であるRの陳述書、ヒアリング結果等により認定）

- ① 亡・Sは、1948年6月に日本共産党に入党し、解雇等の当時共産党員であった
- ② 同社は亡・Sを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ③ 亡・Sは、1953年に同社に対して解雇無効確認訴訟を提起した（2(3)⑤）
- ④ 亡・Sは、解雇通告を受けた際、「あんたマッカーサーという人知ってまんのか。マッカーサーは私の顔も知らんやろうし、私もそんな人知りまへんで」と言って通告書を破り捨て、その後も通告書を手渡されては「こんなものいりまへんわ」と言って突き返すという抗議活動を繰り返していた（2(3)⑥）
- ⑤ 同社は、前記解雇無効確認訴訟において、マッカーサーの声明及び書簡は、経営者に対し、企業のうちから共産主義者またはその支持者を排斥すべきことを要請した指示であって、占領下において日本国民は連合国最高司令官の発する一切の命令指示に服従し、占領政策に協力する義務を有していたところ、本件解雇は、マッカーサー書簡の命ずるところに従って企

業防衛の立場から行った旨を認めている（2(3)⑨）

(18) T（日立造船株式会社 1950.10.20 解雇）

- ① 1948年3月1日に日本共産党に入党し、解雇当時共産党員であった
- ② 同時に共産党員の従業員2名も解雇を通告された（2(3)②）
- ③ 同社が、Tの解雇と同時期にレッド・ページによる解雇を行った史実が認められる（2(3)③）
- ④ 同社の労務部がTを共産党員と認識しており、同社女子寮に入寮したところ、「あなたと同じ部屋になる人から、『Tさんは共産党の本を持っているから同じ部屋になりたくない』という訴えがあった」と聞かされ、また、よく出入りしていた近隣の方から「会社の労務の人間が『Tさんと付き合うのはやめなさい』と言いに来た」と聞かされた（2(3)④）
- ⑤ 解雇の翌日から、同じく解雇された者らとともに、出社闘争やレッド・ページ反対闘争を続けた（2(3)⑥）

(19) U（日立造船株式会社 1950.9月頃 解雇）

- ① 1949年（同社入社後）、日本共産党に入党し、解雇当時共産党員であった
- ② 肺結核で入院し、病室で入眠中に、同社人事課の社員が何も言わずに枕元に解雇通知（「出社に及ばず。」との文言が記載）を置いて帰ったので、同社に確認に行くと、同社設計部の建物入り口に「左の者は出社すべからず」との張り紙のトップにUの氏名が書かれており、設計部の上司に「なぜ自分が首を切られないといけないのか」「GHQの命令か」と解雇理由を問いただしたが、黙ったままで回答はなかった（2(3)①）
- ③ 同社がUの解雇と同時期にレッド・ページによる解雇を行った史実が認められる（2(3)③）
- ④ 同社はUを共産党員と認識していた（2(3)④）
- ⑤ 解雇通知を受けた後、同様に解雇された者らとともに署名活動等、解雇

撤回の闘争を始めた（2(3)⑥）

⑥ 懲戒処分や注意を受けたことはなかった（2(3)⑦）

4 申立人らに対する人権侵害

(1) 申立人らの人権

申立人らには、特定の思想や主義を信奉し、特定の政党を支持する思想・良心の自由、結社の自由が保障され、平等原則により、このような特定の思想・信条を有していることを理由に差別的取扱いを受けないことが保障されている（日本国憲法19条・21条1項・14条1項、世界人権宣言2条1項・7条・18条・20条1項）。

これら思想・良心の自由、結社の自由及び平等原則は、個人の尊厳に直結するものとして保障されているのであり、当然に有するとされる基本的人権である。

そもそも、占領下におけるGHQは、言論・宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重が確立されること等を求めたポツダム宣言や降伏文書等に基づき日本統治の権限を付与されたものである以上、その範囲を逸脱して行動することなど許されず、前憲法的・自然権である基本的人権を脅かすような指示・命令は無効である。

したがって、仮にGHQの指示・命令に従ったものだとしても、企業等が申立人らの思想・良心の自由や結社の自由を不当に制約し、処遇上差別することは許されず、重大な人権侵害行為というべきである。

(2) 占領下の人権侵害と日本政府の責任

連合国による占領下では日本政府及び各企業は、マッカーサー指令に従わざるを得ない立場に置かれており、レッド・ページは一般的にGHQの指示や示唆を契機に実施されたものと解されている。

しかし、日本政府や企業自身もまた、レッド・ページを積極的に推し進めてきたことも事実であり、その結果、3万人もの人たちが、犠牲となって、職を

失い、名誉を毀損された。その広汎な被害の重大性、人権侵害の深刻さに照らせば、日本政府や企業の責任は重いといわなければならない。

しかも、占領下においても、レッド・ページの少なくとも一部は、回避可能であったといえ、1949年の行政整理・企業整備については、GHQの関与はあるとしても、日本政府が積極的に選択したという性格が相当に強い。

また、レッド・ページについて、「マッカーサーの具体的指示があった」のか否かについては、当時から論争があり、裁判例の判断も分かれている以上、日本政府や企業として、他に選択の余地がなかったとは言い難いのである。

そもそも思想・良心の自由は、人間の尊厳に由来する自然権的な権利として保障され、連合国最高司令官によるものといえども、これを侵害する指示は法的効力を有しない。

さらに、1952年4月28日、連合国と日本国との間の平和条約が発効し、連合国の占領が撤廃されて、日本国に完全な主権が回復した後は、日本政府は、自主的にレッド・ページによる被害の回復を図り、被解雇者の地位と名誉の回復措置をとることが十分可能であったし、とるべきであったのだから、現在に至るまで何らの回復措置を行っていないことの責任は重いと言わざるを得ない。

(3) 本件被害の深刻さ

レッド・ページによる本件解雇等は、申立人らの思想・良心の自由、結社の自由、法の下での平等を侵害し、申立人らの名誉が著しく害された。その被害は、解雇等の当時のみならず、その後の生活にも深刻な影響を与えている。

申立人らは、生活の糧である職を失うことにより収入が途絶え、その後の就職活動も、偏見が故に困難を極めた。その結果、解雇されなかった場合と比較して年金額が低くなるなど、経済的格差が生じている。

また、申立人らの中には、親族等からの拒絶や、居住地域における嫌がらせなど、精神的苦痛を抱えながら生活を送った者もいる。

以上のように、本件解雇等による被害は、当時のみならず現在に至るまで続いており、重大かつ深刻なものといわざるを得ない。

(4) 政府による救済の必要性

レッド・ページによる人権侵害に関する諸外国の救済例をみると、まず、イタリアでは、1974年及び1999年に、戦後の一定期間に共産党員や労働組合の活動家であることを理由に不当に解雇された民間企業の労働者に対して、解雇されなければ受け取れるはずであった年金分を国が補償する法律が制定された。また、2001年には、公務員に対して同趣旨の補償をする法律が制定されている。

スペインでは、2007年12月26日に「歴史の記憶に関する法律」が成立し、ドイツでは、2009年9月7日に「包括的名誉回復法案」が成立し、それぞれレッド・ページ被害者の名誉回復を立法により図っている。

これに対し、日本政府は、現在に至るまで、レッド・ページにより人権侵害を受けた被害者に対して何らの名誉回復及び補償の措置を講じていない。レッド・ページにより申立人らが受けた被害は、解雇当時のみならず現在に至るまで続いており、申立人らはその人生の大半を被害回復がなされないまま過ごしている。中には、名誉の回復及び補償等の措置を受けず無念の思いのまま亡くなった方々も少なからず存在している。日本政府は、申立人らの年齢に鑑み、すみやかに人権侵害の回復措置を講ずべきである。

(5) まとめ

レッド・ページの被害者の中には、訴訟を提起し、司法による救済を求めたケースも存在するが、多くの裁判例では厳しい判断が下され、被害救済において司法が十分な役割を果たしてこなかった中、申立人らは、最後の砦として当会に対して人権救済を求めている。レッド・ページという歴史的大事件について、政治的観点を排し、あくまで法的観点から人権擁護の視座に立ってこれを検証し、申立人らの人権救済を図ることは極めて重要な意義がある。

レッド・ページは70年以上も前に起きたことではあるが、現在も職場における思想差別等が完全に克服されたわけではなく、形を変え、類似の被害は繰り返されており、職場における思想・良心の自由、法の下での平等の保障は依然として重要な人権課題である。政府や企業等の強大な権力組織が、人権侵害を推進し助長するといった行為が、決して繰り返されないようにするためにも、過去の人権侵害事実に対する責任を認め、救済していくことは極めて重要である。

とりわけ、占領下という特殊な状況下における人権侵害に対しても救済を行うことは、いかなる状況下におかれても人権は保障されなければならないという、人権の固有性・普遍性・不可侵性をあらためて確認するという意味においても重要な意義を有するものである。

以上の理由から、当会は、本件申立人らについて、内閣総理大臣に対し、申立人らの被った人権侵害の回復のために、可及的速やかに名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告するものである。

以 上

申立人目録

番号	申立人氏名	勤務先	解雇等の時期
1	A	関西配電	1950年8月30日
2	B	日本発送電	1950年8月26日
3	C	関西配電	1950年8月26日
4	D (2014年2月死去)	日本発送電	1950年8月26日
5	E	関西配電	1950年8月26日
6	F	日本発送電	1950年8月26日
7	G (2016年10月死去)	日本発送電	1950年8月26日
8	H	関西配電	1950年8月26日
9	I (2014年3月死去)	関西配電	1950年8月26日
10	J (2015年7月死去)	電気通信省	1949年8月末頃
11	K	郵政省	1949年8月14日
12	L	新田帯革製造所	1950年10月26日
13	M	朝日新聞	1950年7月28日
14	N (本人の妻) (本人：O)	日新化学工業	1950年10月28日
15	P	東宝	1950年4月29日
16	Q	武田薬品工業	1950年10月15日
17	R (本人の子) (本人・S)	近畿日本鉄道	1950年10月25日
18	T	日立造船	1950年10月20日
19	U	日立造船	1950年9月